伊丹市告示第６１号

刊行物の販売に係る物品売り払い代金の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき，刊行物の販売に係る物品売り払い代金の徴収に関する事務を次の通り委託したので，同条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊丹市長　中　田　　慎　也

記

１　指定公金事務取扱者名称及び事務所の所在地
（住　　所）兵庫県伊丹市宮ノ前１丁目１番３号
（会社名等）伊丹ミュージアム運営共同事業体
代表団体　公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団

２　委託した公金事務に係る歳入
物品売払代金

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和８年４月１日

４　公金事務の委託をした日
令和８年４月１日

以上